

2. 災害査定

(1) 災害査定

地震発生後、各土木事務所等は公共土木施設等の被害状況の把握をするとともに、早期復旧に向けた災害査定のための現地測量、地質調査、査定設計書作成などに着手した。

こうした査定業務は限られた期間内に終了させる必要があることから、建設省・運輸省・大蔵省からの査定官や専門家等の派遣による緊急調査が実施され、適切な復旧工法の指導、助言を得るとともに、査定の簡素化にも配慮され、県内及び他府県からの応援職員の協力を得て鋭意進められた。

このようにして、平成7年2月22日から10月27日までの29次にわたり行われた災害査定の結果、県土木部所管公共土木施設等の復旧に要する事業費として、2,702箇所、約1,248億円が決定した。

なお、査定日程、査定決定額は、表-IV.2.1のとおりであり、その詳細を表-IV.2.2～5に示す。

表-IV.2.1(1) 公共土木施設災害（河川・海岸・道路・橋梁・砂防等）

(単位：百万円)

	日 程	班	人 数	決定件数	決 定 額
第1次査定	2/22～2/24	2	3	8	151
第2次査定	3/5～3/10	10	18	560	7,964
第3次査定	3/26～3/31	9	16	625	24,019
第4次査定	4/17～4/21	10	19	521	36,263
第5次査定	5/8～5/12	4	6	64	2,596
第6次査定	5/29～6/2	2	3	40	1,032
第7次査定	7/4～7/5	2	3	16	200
第8次査定	8/31～9/1	2	3	1	28
計		41	71	1,835	72,253

表-IV.2.1(2) 公共土木施設災害（港湾）

(単位：百万円)

	日 程	班	人 数	決定件数	決 定 額
第1次査定	3/13～3/17	2	8	120	23,584
第2次査定	4/24～4/28	2	8	99	6,831
計		4	16	219	30,415

表-IV.2.1(3) 公共土木施設災害（下水道）（その1/2）

(単位：百万円)

	日 程	班	人 数	決定件数	決 定 額
第1次査定	2/27～3/3	1	3	44	693
第2次査定	3/8～3/10	1	3	16	220
第3次査定	3/13～3/15	1	3	19	521
第4次査定	3/22～3/24	1	3	27	770

表-IV. 2. 1(3) 公共土木施設災害(下水道)(その2/2)

(単位:百万円)

	日 程	班	人 数	決定件数	決 定 額
第5次査定	3/27~3/30	1	3	31	46
第6次査定	4/10~4/14	1	3	37	672
第7次査定	5/15~5/19	1	3	22	1,178
第8次査定	5/22~5/25	1	3	20	1,100
第9次査定	5/29~6/2	1	3	17	646
第10次査定	6/7~6/9	1	4	24	1,150
第11次査定	6/19~6/23	1	3	8	370
第12次査定	6/26~6/29	1	3	33	915
第13次査定	7/3~7/7	1	3	11	1,206
第14次査定	7/24~7/28	1	4	42	2,496
第15次査定	8/21~8/25	1	3	37	1,716
第16次査定	8/28~8/31	1	3	30	1,711
第17次査定	9/4~9/7	1	3	27	1,286
第18次査定	9/11~9/14	1	3	32	1,884
計		18	56	477	18,580

表-IV. 2. 1(4) 都市災害(公園・街路・区画・再開発)

(単位:百万円)

	日 程	班	人 数	決定件数	決 定 額
第1次査定	2/27~3/3	1	3	3	25
第2次査定	3/13~3/15	1	3	22	191
第3次査定	3/22~3/24	1	3	4	21
第4次査定	3/27~3/30	1	3	21	167
第5次査定	4/10~4/14	1	3	16	235
第6次査定	5/15~5/19	1	3	23	301
第7次査定	5/22~5/25	1	3	17	53
第8次査定	5/29~6/2	1	3	24	508
第9次査定	6/7~6/9	1	4	6	26
第10次査定	6/19~6/23	1	3	16	862
第11次査定	7/3~7/7	1	3	22	409
第12次査定	7/24~7/28	1	4	4	8
第13次査定	8/21~8/25	1	3	8	284
第14次査定	8/28~8/31	1	3	4	149
第15次査定	9/4~9/7	1	3	1	3
第16次査定	9/11~9/14	1	3	4	64
第17次査定	10/23~10/27	1	3	2	311
計		17	53	197	3,617

注) 第16次査定までは、下水道施設の査定時に上記施設の災害査定を実施。
区画整理事業、再開発事業は、都市住宅部所管

表-IV. 2. 2 阪神・淡路大震災に係る兵庫県土木部所管公共土木施設等
災害総計表（工種別）

(単位：千円)

工種	県				市 町				計				参 考	
	申 請		決 定		申 請		決 定		申 請		決 定		被 害 報 告	金 額
	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額		
(河川局)河川	285	35,610,283	280	33,476,038	47	844,618	47	800,565	332	36,454,901	327	34,276,603	325	採択率(94.0) 35,682,953
海岸	8	351,807	8	350,777					8	351,807	8	350,777	8	(99.7) 351,807
砂防	23	255,815	23	245,597					23	255,815	23	245,597	23	(96.0) 255,815
地すべり	1	38,924	1	38,923					1	38,924	1	38,923	1	(100.0) 38,924
急傾斜地	7	129,612	7	128,971					7	129,612	7	128,971	7	(99.5) 129,612
道路	151	4,710,308	151	4,546,305	1,190	28,433,438	1,189	26,864,367	1,341	33,143,746	1,340	31,410,672	1,379	(94.8) 36,352,926
橋りょう	31	2,942,330	31	2,900,718	99	3,006,869	98	2,900,501	130	5,949,199	129	5,801,219	130	(97.5) 6,239,944
小 計	506	44,039,079	501	41,687,329	1,336	32,284,925	1,334	30,565,433	1,842	76,324,004	1,835	72,252,762	1,873	(94.7) 79,051,981
(運 輸) 港	218	31,631,974	217	30,398,340	2	17,872	2	17,126	220	31,649,846	219	30,415,466	203	(96.1) 41,040,000
(都市局) 下 水	13	196,249	13	191,967	464	19,588,658	464	18,803,733	477	19,784,907	477	18,995,700	501	(96.0) 22,637,217
(都市局) 公 園	16	858,016	16	818,497	155	2,503,914	155	2,282,119	171	3,361,930	171	3,100,616	-	-
合 計	753	76,725,318	747	73,096,133	1,957	54,395,369	1,955	51,668,411	2,710	131,120,687	2,702	124,764,544	-	-

注) 神戸市を除く

表-IV. 2. 3(1) 査定決定額内訳（県工事）

(単位：千円)

区 分	河川・海岸復旧		砂防・地すべり・急傾斜復旧		道路・橋梁復旧		下水道復旧		港湾復旧		公 園		合 計		
	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	箇所	金 額	
神戸土木事務所	申請	116	10,803,576	8	134,530								124	10,938,106	
	決定	117	10,134,409	8	132,761								125	10,267,170	
西宮土木事務所	申請	125	5,194,562	17	173,922	113	6,654,948						255	12,023,432	
	決定	119	4,994,091	17	170,090	113	6,482,840						249	11,647,021	
社土木事務所	申請	3	17,933	1	38,924								4	56,857	
	決定	3	17,933	1	38,923								4	56,856	
加古川土木事務所	申請	4	78,604			13	229,730	1	3,144	56	1,655,862	16	858,016	90	2,825,356
	決定	4	79,598			13	213,798	1	3,144	55	1,376,009	16	818,497	89	2,491,046
柏原土木事務所	申請														
	決定														
洲本土木事務所	申請	24	565,702	5	76,975	55	715,772			76	3,291,773		160	4,650,222	
	決定	24	502,737	5	71,717	55	697,202			76	3,022,206		160	4,293,862	
阪神都市整備局	申請							12	193,105				12	193,105	
	決定							12	188,823				12	188,823	
尼崎港管理事務所	申請	20	17,859,753							86	26,684,339		106	44,544,092	
	決定	20	16,742,543							86	26,000,125		106	42,742,668	
姫路港管理事務所	申請	1	1,441,960										1	1,441,960	
	決定	1	1,355,504										1	1,355,504	
但馬空港管理事務所	申請					1	52,188						1	52,188	
	決定					1	53,183						1	53,183	
計	申請	293	35,962,090	31	424,351	182	7,652,638	13	196,249	218	31,631,974	16	858,016	753	76,725,318
	決定	288	33,826,815	31	413,491	182	7,447,023	13	191,967	217	30,398,340	16	818,497	747	73,096,133

表-IV. 2.3(2) 査定決定額内訳(市町工事)

(単位:千円)

区分	河川復旧		道路・橋梁復旧		下水道復旧		港湾復旧		公園		市町計		県合計(1)より		総合計		
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	
神戸	申請												124	10,938,106	124	10,938,106	
土木	決定												125	10,267,170	125	10,267,170	
西宮	申請	29	659,237	738	27,083,688	444	19,352,583		120	1,963,283	1,331	49,058,791	255	12,023,432	1,586	61,082,223	
木管内	決定	29	618,599	736	25,617,027	444	18,573,167		120	1,809,116	1,329	46,617,909	249	11,647,021	1,578	58,264,930	
社土木	申請	2	8,584	54	199,171						56	207,755	4	56,857	60	264,612	
管内	決定	2	8,385	54	199,255						56	207,640	4	56,856	60	264,496	
加古川	申請	2	14,227	100	1,665,144	20	236,075		21	222,421	143	2,137,867	90	2,825,356	233	4,963,223	
土木管内	決定	2	13,252	100	1,599,979	20	230,566		21	206,493	143	2,050,290	89	2,491,046	232	4,541,336	
柏原	申請			1	3,286						1	3,286			1	3,286	
木管内	決定			1	3,286						1	3,286			1	3,286	
洲本	申請	14	162,570	396	2,489,018			2	17,872	13	310,709	425	2,980,169	160	4,650,222	585	7,630,391
木管内	決定	14	160,329	396	2,345,321			2	17,126	13	259,009	425	2,781,785	160	4,293,862	585	7,075,647
阪神	申請												12	193,105	12	193,105	
市	決定												12	188,823	12	188,823	
尼崎	申請												106	44,544,092	106	44,544,092	
管内	決定												106	42,742,668	106	42,742,668	
姫路	申請												1	1,441,960	1	1,441,960	
管内	決定												1	1,355,504	1	1,355,504	
但馬	申請												1	52,188	1	52,188	
管内	決定												1	53,183	1	53,183	
北摂	申請								1	7,501	1	7,501			1	7,501	
管内	決定								1	7,501	1	7,501			1	7,501	
計	申請	47	844,618	1,289	31,440,307	464	19,588,658	2	17,872	155	2,503,914	1,957	54,395,369	753	76,725,318	2,710	131,120,687
	決定	47	800,565	1,287	29,764,868	464	18,803,733	2	17,126	155	2,282,119	1,955	51,668,411	747	73,096,133	2,702	124,764,544
神戸市	申請	27	311,098	1,034	91,304,806	491	46,638,881	144	164,302,652	-	-	-	-	-	-	-	
	決定	27	261,438	1,034	89,477,408	491	45,578,423	144	161,326,813	150	3,084,782	1,846	299,728,864	-	-	1,846	299,728,864
総計	申請	74	1,155,716	2,323	122,745,113	955	66,227,539	146	164,320,524	-	-	-	-	753	76,725,318	-	
	決定	74	1,062,003	2,321	119,242,276	955	64,382,156	146	161,343,939	305	5,366,901	3,801	351,397,275	747	73,096,133	4,548	424,493,408

表-IV. 2.4 平成7年度改良復旧事業(阪神・淡路大震災に係るもの)

1 助成事業

No	工種	施工箇所名	施工位置		事業費(千円)			延長(m)	事業主体	備考
			市	町	災害費	改良費	計			
1	河川	中島川	尼崎	大高洲町	12,361,396	16,119,000	28,480,396	3,490	兵庫県	災害仮工事費 298,631 除く
2	〃	新湊川	神戸	長田区	5,283,380	6,678,000	11,961,380	2,503	〃	〃 99,793 除く
3	〃	高羽川	神戸	灘区	415,242	2,081,000	2,496,242	620	〃	〃 5,430 除く
4	〃	千森川	神戸	須磨区	1,367,327	1,131,000	2,498,327	1,106	〃	
計		4 河川			19,427,345	26,009,000	45,436,345	7,719		仮工事費 403,854

2 関連事業

No	工種	施工箇所名	施工位置		事業費(千円)			延長(m)	事業主体	備考
			市	町	災害費	改良費	計			
1	橋梁	大井手橋	西宮	結善町	67,813	51,709	119,522	-	西宮市	市道西529号線 仮工事費 1,815 除く
2	〃	苦楽園口橋	西宮	北名次町	101,995	27,933	129,928	-	〃	市道西658号線 仮工事費 2,292 除く
3	〃	芦屋右岸J R跨線橋	芦屋	月若町	278,551	75,232	353,783	-	芦屋市	市道217号線 仮工事費 27,340 除く
4	〃	芦屋左岸J R跨線橋	芦屋	松ノ内町	358,074	15,226	373,300	-	〃	市道216号線
5	〃	稲野橋	伊丹	池尻	175,674	80,926	256,600	-	伊丹市	市道西野池尻線
6	〃	一庫大橋	川西	一庫	29,222	23,200	52,422	-	兵庫県	国道173号 仮工事費 1,455 除く
7	〃	中州橋	尼崎	西高洲町	44,009	13,634	57,643	-	〃	一般県道甲子園尼崎線
小計		7 橋梁			1,055,338	287,860	1,343,198	-		仮工事費 32,902
8	港湾	尼崎西宮芦屋港	西宮	今津	1,181,439	356,672	1,538,111		兵庫県	物揚場(-4.0m)
9	〃	〃	西宮	西宮浜	510,347	356,717	867,064		〃	岸壁(-5.5m)
小計		2 港湾			1,691,786	713,389	2,405,175			
合計		9 箇所			2,747,124	1,001,249	3,748,373			

3 改良復旧事業費合計 49,184,718千円
 内訳 災害費 22,174,469千円 (除く応急仮工事費436,756千円)
 改良費 27,010,249千円 (内県分 26,759,223千円)

表-IV.2.5 市町工事内訳調査

(上段：箇所数、下段：金額(単位：千円))

市町名	決定額計	工 種 別						決定の内難島分
		河川	下水	道路	橋梁	公園	港湾	
尼崎市	4,932,090	18	63	144	24	18		
		357,444	1,244,258	2,669,689	220,676	440,023		
明石市	1,975,696		20	92	1	21		
			230,566	1,531,409	7,228	206,493		
西宮市	26,671,459	7	252	302	42	31		
		237,303	10,820,895	14,388,783	770,710	453,768		
芦屋市	11,551,563		84	83	12	50		
			5,302,390	4,216,999	1,294,675	737,499		
伊丹市	919,808		12	19	6	14		
			72,270	388,244	328,302	130,992		
加古川市	10,430			10,430				
宝塚市	2,170,179	4	27	52	9	5		
		23,852	1,080,296	862,817	162,445	40,769		
三木市	163,872			163,872				
高砂市	17,586	2		1				
		13,252		4,334				
川西市	372,810		6	42	1	2		
			53,058	308,403	5,284	6,065		
小野市	18,627	2		3				
		8,385		10,242				
三田市	7,501					1		
						7,501		
吉川町	22,952			22,952				
加美町	2,189			2,189				
播磨町	46,578			46,578				
山南町	3,286			3,286				
津名町	496,516	2		62	1	1		
		25,660		378,123	76,882	15,851		
淡路町	207,364	1		41		2		
		3,297		160,478		43,589		
北淡町	777,359	7		93	1			
		110,986		662,623	3,740			
一宮町	493,632	2		113				
		11,756		481,876				
五色町	103,975	2		16	1			
		8,620		64,796	30,559			
東浦町	671,662			60		10	2	
				454,967		199,569	17,126	
緑町	6,500			5				
				6,500				
西淡町	9,349			2				
				9,349				
南淡町	15,428			1			(1)	
				15,428			(15,428)	
計	51,668,411	47	464	1,189	98	155	2	
		800,565	18,803,733	26,864,367	2,900,501	2,282,119	17,126	

(2) 災害査定の簡素化

① 総合単価使用の拡大等

災害復旧事業の災害査定等については従来「公共施設災害復旧事業費国庫負担法業務取扱要綱」や「公共土木施設災害復旧業務査定方針」「災害復旧事業における総合単価の使用について」等により行っていたが、兵庫県南部地震による激甚な被害の発生状況をふまえ、災害査定事業の速やかな処理を図るため、今回の地震災害に限り、下記のとおり簡素化された。

- ・国庫負担申請額が5,000万円未満(従来1,000万円未満)の箇所については、査定設計書における総合単価の使用を認める。
- ・採択を保留する場合の一箇所工事の決定見込み金額は4億円以上(従来2億円以上)とする。
- ・国庫負担申請額が1,000万円未満(従来200万円未満)の箇所については、机上査定によることができる。
- ・総合単価使用工程の拡大(表-IV.2.6)

表-IV.2.6 総合単価使用工種の拡大

工種	種別	規格	単位	摘要
石積工	石積工	控35cm河川（基礎、裏コン有、在材使用）	m ²	
	石積工	控35cm河川（基礎、裏コン有、在材使用）	m ²	
舗装工	As舗装	表層 t = 5cm 密粒度As13	m ²	
	As舗装	基層 t = 5cm 密粒度As20	m ²	
路盤工	組ブロック舗装		m ²	
	路盤工	上層路盤 t = 10cm粒調碎石	m ²	
	路盤工	上層路盤 t = 10cmAs安定処理	m ²	

建設省河防発第4号
平成7年2月3日
建設省河川局長

兵庫県知事 殿

平成7年発生災害復旧事業の査定の簡素化について（通知）

災害復旧事業の災害査定等については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和31年12月10日付け建設省発河第114号建設事務次官通知）」及び「公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日付け建河発第351号建設省河川局長通知）」並びに「災害復旧事業における総合単価の使用について（昭和62年5月1日付け建設省河防発第69号建設省河川局長通知）」等により行っているところであるが、兵庫県南部地震による激甚な被害の発生状況にかんがみ、災害査定事務の速やかな処理を図るため、兵庫県南部地震災害に限り、下記のとおり取扱うこととしたので通知する。

なお、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方取り計らわれたい。

記

- 1 国庫負担申請額が5,000万円未満の箇所については、査定設計書における総合単価の使用を認めることとする。
- 2 採択を保留する場合の一箇所工事の決定見込金額は、4億円以上とすることとする。
- 3 国庫負担申請額が1,000万円未満の箇所については、机上査定によることとすることとする。

なお、この場合、被災写真、図面等被災の事業を充分判定できる資料を整備すること。

建設省河防発第5号
平成7年2月3日
建設省河川局防災課長

兵庫県土木部長 殿

平成7年発生災害復旧事業の査定等の簡素化について（通知）

災害復旧事業の災害査定等については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和31年12月10日付け建設省発河第114号建設事務次官通知）」及び「公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日付け建河発第351号建設省河川局長通知）」並びに「災害復旧事業における総合単価の使用について（昭和62年5月1日付け建設省河防発第69号建設省河川局長通知）」等により行っているところであるが、兵庫県南部地震による激甚な被害の発生状況にかんがみ、災害査定事務の速やかな処理を図るため、兵庫県南部地震災害に限り、下記のとおり取扱うこととしたので通知する。

なお、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方取り計らわれたい。

記

- 1 設計書添付図面（平面図及び標準断面図）の簡素化ができることとする。
- 2 総合単価使用工種等を拡大（1種7規格の追加）することとする。
- 3 現地調査の簡素化として原単位方式査定設計書を作成することができるものとする（DID地区に限る）。
- 4 国庫負担申請額が3億円以上とする箇所及び査定前に緊急に施行する必要がある箇所（路面のオーバーレイ及び堆積物の除去）の工事費が3,000万円以上となる箇所は事前協議を要することとする。

② 道路災害復旧事業における「原単位方式による査定」の採用

今回の震災により被害を受けた道路は、路線数、箇所数とも非常に多く、特に市街地では、ほとんどの路線で被害を受けたため、従来の査定方式では被災調査に膨大な日時を要することが予想された。

このため、査定の簡素化を図るため「原単位方式による査定」が採用され、幹線道路においては約1km単位、生活道路においては幹線道路に囲まれたゾーンをそれぞれ1箇所として、その区間内全道路面積に占める被災部分面積の割合によりA～Cランクに分類し、そのランクに応じた平均単価×全道路面積により被害額を算出することとなった。（資料3 原単位方式査定設計書(道路)作成基準 参照）

この方式により、査定設計書作成に要する労力が大幅に軽減されたほか、被災調査漏れや余震等による増破についても設計変更により対応できることとなり、大きなメリットがあった。

③ 下水道施設災害査定

1) 事務手続き

下水道施設の災害復旧事業は、多額の費用を要すること、及び下水道の普及率が上昇していることにより、その被害が地方財政に与える影響が大きくなっている等の状況から、昭和59年4月27日に行われた「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（以下「国庫負担法」という）の一部改正により、下水道施設が公共土木施設として追加され、以後、国庫負担法の対象とされている。

一方、国の予算については、国庫負担法の改正前と同様に下水道法第34条及び同施行令第24条の2第3項の規定等に基づく都市災害復旧事業となっているため、河川・道路と所管が異なり、都市局所管である。しかしながら、予算補助である他の都市災害（街路・公園）とも異なる。

建設省の災害事務分掌を表-IV.2.7に、下水道施設災害復旧のフローを図-IV.2.1に示す。

表-IV.2.7 建設省の下水道災害の事務分掌

事業内容	担当課
下水道災害復旧事業の指導・監督・助成	都市局街路課
公共下水道、都市下水の災害復旧工事の指導	都市局公共下水道課
流域下水道の災害復旧工事の指導	都市局流域下水道課
国庫負担率の算定、災害復旧事業の総括	河川局防災課

2) 査定の方法

下水道施設は処理場、ポンプ場、開渠、暗渠からなるが、暗渠等の地下構造物が多く、特に管渠の被害においてその大半を占める下水道管は、人が入ることのできない小口径管（管径800mm未満）であり、また、人が入れる管径であっても、下水が流入している状況である。このため、暗渠については、ほとんどの場合、現地査定が困難であり、調査時のビデオ、写真等を整理した資料を基に机上査定によって行われた。なお、管渠の被災状況を確認するために行ったカメラ調査の総延長は約300kmにおよび、調査費用として約8億円を費やした。

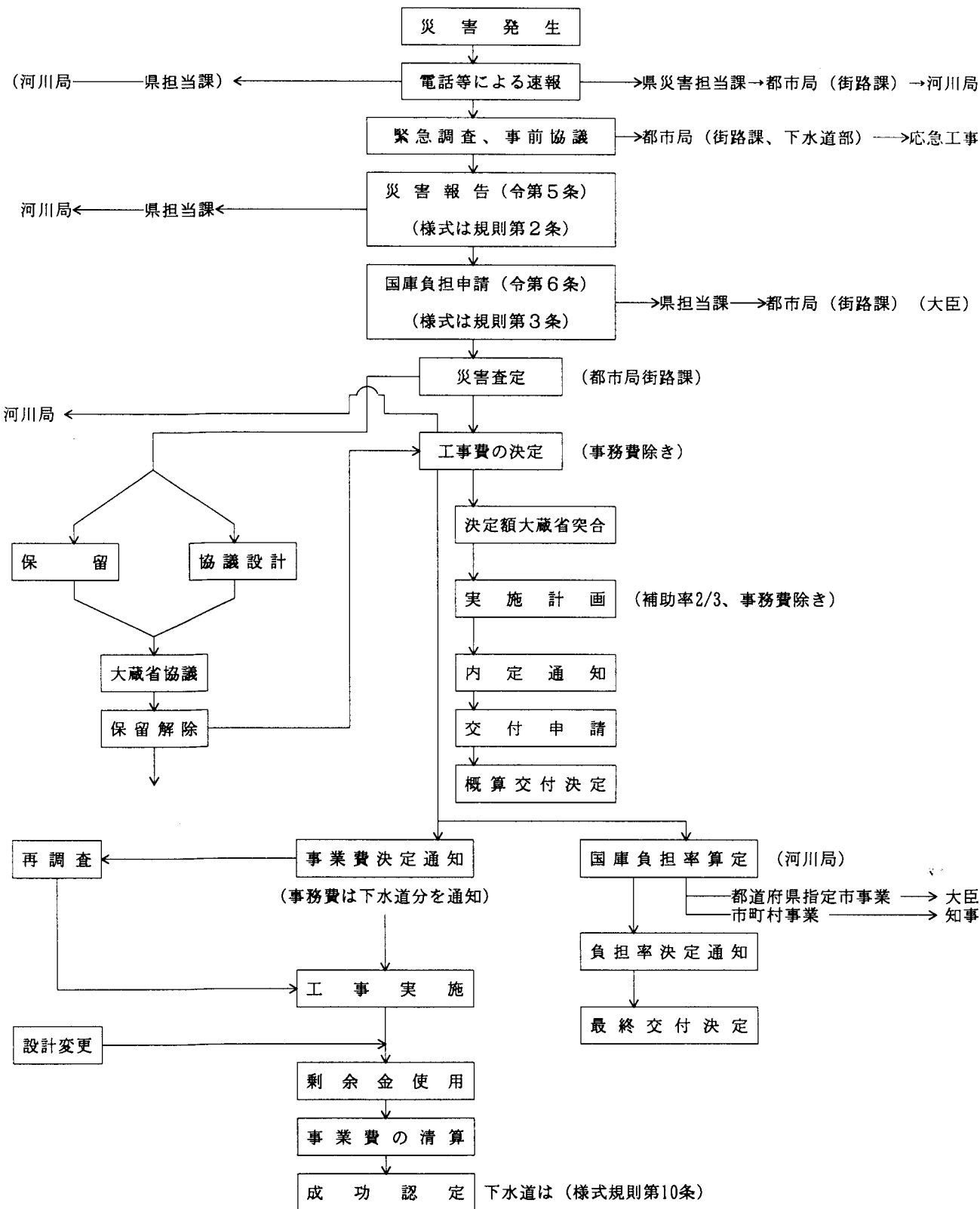


図-IV. 2.1 下水道施設災害復旧のフロー

3) 災害査定における主な統一事項

下水道災害は過去に北海道東方沖地震等において発生しているものの、地震以外での被災例はほとんどなく、その頻度は他の施設の災害に比べ、非常に少ない。そのため、災害査定における統一事項についてまとめられたものはなく、北海道等災害経験自治体の指導を受けながら査定設計書を作成したが、主な統一事項は次のとおりである。

a) 管渠の復旧の必要性を示す判断基準

災害により管渠流下能力に支障を及ぼしている箇所について流下能力の復旧を行う。管渠の被災の程度を表-IV.2.8のとおりにランク分けし、ランクA及びランクBについて復旧を行うこととした。

表-IV.2.8 管内調査判断基準

事項	ランク	A	B	C
管	破損	破損あり	——	——
	クラック(断面方向)	周長の1/2以上	周長の1/4以上 1/2未満	周長の1/4未満
	クラック(軸方向)	あり	——	——
渠	たるみ	管径の10%以上 または逆勾配	管径の5%以上 または 流下能力に支障あり	——
	破損	破損あり	——	——
管渠 継手	断面方向ずれ	2cm以上	2cm~1cm	1cm未満
	軸方向ずれ	2cm以上	2cm~1.5cm	1.5cm未満
	取付管 接合部	取付管突出	あり	——
取付管	管渠に準ずる			
人	鉄蓋の破損	あり	——	——
	鉄蓋のずれ	5cm以上	——	——
	側塊のずれ	壁厚の1/2以上	壁厚の1/4以上 1/2未満	壁厚の1/4未満
孔	インバート	破損	クラック	——
	現場打ち部分	破損	クラックのみ	——

注) コンクリート構造物のクラックは0.2mm以上のものをいう。
 コンクリート構造物においては、ズレを伴うクラックは破損。
 塩ビ管と陶管については、クラックはすべて破損。(断面方向、軸方向とも)

b) 管渠の基本的な復旧方針

- ・復旧が必要な箇所については開削工法、推進工法等による布設替えを基本とする。但し、布設替えまでの必要のない箇所や布設替えのできない箇所において部分更生工法を必要最小限の機能復旧として採用する。
- ・管渠にたわみが生じている区間については設計の流下能力を確保することを第1とし、被災前の勾配にはこだわらない。但し、復旧区間の前後の勾配と差が生じる場合、スムーズにすりつけることとし、不自然な接合は避ける。
- ・汚水管渠（コンクリート管）の布設替えにおいては耐震性、流下性能の優れた塩ビ管の採用を検討する。
- ・耐震性を考慮した復旧については、本復旧に当たり原型復旧を基本としつつ「下水道の地震対策についての第一次提言」を踏まえて可撓性継手の採用、液状化対策の実施等の耐震性に配慮した復旧工法を採用している。

4) 査定状況及び査定結果

災害査定は、下水道施設の特殊性（地下構造物が多い）、被害が甚大であったこと、さらに、交通機関が途絶していたこと等、非常に困難な状況の中で、建設省及び大蔵省の係官により平成7年2月27日から9月14日にかけて18次、延べ76日にわたり行われた。